

令和7年7月版

## 特記仕様書

土 木  
設計業務

設計名称

08－福山市伏見町地区3号地基盤整備工事実施設計

令和8年4月

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
技術監理部 企画第1課

# 特記仕様書

## 第 1 章 総則

### 1-1 適用

本特記仕様書は、『08-福山市伏見町地区3号地基盤整備工事実施設計』(以下「本業務」という。)に適用する。

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様(平成28年7月版)」(以下「共通仕様書」という。)による。

共通仕様書は閲覧に供する。

### 1-2 設計対象範囲

設計範囲は、別図-1、別図-2に示す範囲とする。

設計範囲：広島県福山市伏見町99番

### 1-3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年8月31日  
なお、想定業務スケジュールは別図-3(参考資料)に示す

部分使用日；令和9年4月30日  
部分使用範囲；設計図書及び数量総括表作成に係る業務

### 1-4 計画地区概要

敷地面積	約 0.09 h a
施設規模	除却対象建物：中層5階(一部3階)建1棟 立体駐車設備(タワーパーキング)1棟

### 1-5 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書 1.1.7 の定めのほか、下記の①に示す条件を満たすものとする。

なお、管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、調査職員と協議を行うものとする。

#### ① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

- 5) 共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者
- ・ 建設コンサルタントの登録規定第 3 条第 1 号ロに規定される技術者  
(国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者(業務に該当する部門))
  - ・ 他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

#### 1-6 照査技術者

共通仕様書 1.1.8 の照査に当たっては、照査技術者を配置するものとし、下記の①に示す条件を満たすものとする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

- 1) 技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) R C C M の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1 級)
- 5) 共通仕様書 1.1.2 の 11 項に記載されている同等の能力と経験を有する技術者
  - ・ 建設コンサルタントの登録規定第 3 条第 1 号ロに規定される技術者  
(国交省が認定する認定技術管理者＝認定技術者(業務に該当する部門))
  - ・ 他部門の技術士については、建設部門に該当する業務に関し 10 年以上の実務経験を有する者

照査の実施にあたっては、別に定める「土木工事設計照査要領」に基づき実施し、作成した資料は、共通仕様書 1.1.8 の 5 項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

#### 1-7 打合せ等

打合せは、共通仕様書 1.1.11 に基づき、下記の区切りにおいて行うものとする。なお、業務着手時と業務完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、業務に関する打合せ記録の作成は受注者が行い、速やかに調査職員に提出し、打合せ内容、決定事項に誤りがないことを相互に確認するものとする。

項目	回数
(1) 業務着手時	1
(2) 中間時	5
(3) 業務完了時	1

※積算業務の打合せ回数を含む。

### 1-8 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、発注者の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について発注者に報告するものとする。

なお、照査技術者による照査の報告は1回を想定している。

### 1-9 業務計画書

受注者は、業務計画書作成時に共通仕様書 1.1.12 の2項の定めのほか、屋外で設計業務を行う場合における安全管理について記載する。

受注者は、四半期に一度を目安に、履行状況を発注者に報告すること。

### 1-10 一括再委託等の禁止

1) 本業務請負契約書第8条第1項に規定する「主たる部分」とは、共通仕様書 1.1.28 の第1項に示すとおりとする。

2) 本業務請負契約書第8条第2項に規定する「軽微な部分」は、共通仕様書 1.1.28 の第2項に示すとおりとする。

3) 受注者は、本業務請負契約書第8条第3項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、共通仕様書の下請負（変更等）承諾申請書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、下請負等の内容を変更しようとするときも同様とする。

・[例] 一部専門分野の業務：機械設備設計

### 1-11 設計業務の成果

本業務の成果品は、調査職員の指示によるほか、共通仕様書 1.2.11 及び下表によるものとする。

#### (1) 成果品

項 目	サイズ	成果品数			備考
		観音製本	1部	原図一式	
(1)実施設計図面	A3版	観音製本	1部	原図一式	
(2)報告書等 ①特記仕様書（写） ②業務計画書（写） ③現地踏査報告書 ④設計報告書 ⑤設計計算書 ⑥数量計算書 ⑦打合せ記録簿 ⑧照査報告書	A4版	ファイル綴じ	1部	原稿一式	
(3)リサイクル計画書	A4版			一式	
(4)法令等に基づく届出等チェックリスト	A4版			一式	対象地区に合わせたリストを作成
(5)特定調達品目の判断基準等（公共工事）	A4版			一式	対象地区に合わせたリスト

チェックシート					を作成
(6)その他調査職員の指示した報告書等				一式	
(7)関係機関協議資料				一式	
(8)課題・要望リスト				一式	

なお、報告書に使用するソフトは Windows における、Word、Excel とし、また、図面作成等については、AutoCad を使用し、報告書及び図面データを電子媒体（CD 等）にて提出するものとする。

※原則報告書は両面印刷で作成すること。

※成果品納品時に成果品の全景写真及び、近景写真を提出すること。

※設計図面、設計計算書、その他については、別紙 1 を参照すること。

※課題・要望リストは、関係者間の課題管理ツールとして、「発意者・発意日・対応者・メタデータ・対応策」を記録し、適宜、平面図・写真と紐づけ可能な様式とすること。

## (2) 電子データ

電子データの作成については、下記基準（閲覧可）による。

### 1) 適用基準

- ・居住環境整備事業等における土木関連業務に係る電子納品要領(案)土木設計編〔平成 22 年 10 月〕
- ・居住環境整備事業等における土木関連業務に係る CAD 製図基準(案)〔平成 17 年 3 月〕
- ・都市整備部門の土木設計業務等の電子納品要領(案) (平成 16 年 7 月)
- ・都市整備部門の CAD による土木工事図面作成要領(案)(平成 16 年 7 月)

### 2) データの使用

- ・提出されたデータは、工事請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用する場合があります。

## 1-1-2 旅費交通費・宿泊費について

旅費交通費・宿泊費について、受注者の営業拠点（本社・支店・営業所等）が、履行場所から 200Km 以上離れている場合には、別途協議とする。

## 第2章 設計業務

### 2-1 業務目的

本業務は、当該設計範囲において実施する『(仮称)福山市伏見町地区3号地基盤整備工事』の実施設計等であり、各種検討や課題の整理、計画の立案等を行なうことにより設計図面等の適切な設計成果を得ることを目的として実施する。

### 2-2 設計項目

設計項目	業務範囲
(1) 整地設計	○
(2) 道路設計	
(3) 下水道設計	
(4) 構造物設計	
(5) 橋梁設計	
(6) 電線共同溝設計	
(7) 調整池設計	
(8) 屋外土木施設	
(9) 除却等設計	○

### 2-3 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準等は以下のとおりとする。

また、適用基準の最終決定は、自治体及び調査職員との協議による。

#### (1) 関係法令等

都市計画法
建築基準法
道路法
建設リサイクル法
土壌汚染対策法
大気汚染防止法
道路構造令
労働安全衛生法
廃棄物処理法
水道法
下水道法
福山市条例その他関係法令

(2) 技術基準等

土木設計業務等共通仕様書（平成 28 年 7 月版）
土木工事標準設計図集（令和 4 年版）
土木・造園工事積算要領（令和 7 年度版）
基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（令和 6 年度版）

※上記以外は土木工事設計照査要領の巻末の運用指針等一覧表を参照。

2-4 貸与する技術資料等

本業務で使用するため貸与する技術関係資料は次のとおりとする。

名称	備考
(仮) 福山市伏見町地区 3 号地アスベスト調査報告書	令和 8 年 9 月頃貸与予定
(仮) 福山市伏見町地区 3 号地現況その他測量成果品	令和 8 年 7 月頃貸与予定
(仮) 福山市伏見町地区 3 号地土質調査成果品	令和 8 年 7 月頃貸与予定

2-5 調査・設計業務内容

(1) 現地踏査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、共通仕様書 1.2.2 及び第 2 編の各項目に基づき設計業務等対象敷地（別添の範囲）及び周辺の現地踏査を行うものとする。

また、受注者は、上記現地踏査に加えて別途、発注者と合同で現地踏査を行う。各設計項目の図面作成前・作成中の 2 回実施する。

受注者は、現地の状況を示す写真と共にその結果を取り纏めることとする。

特記事項（特に留意する点）	概略数量
<ul style="list-style-type: none"> <li>・境界状況</li> <li>・周辺及び地区内道路状況</li> <li>・支障物件（家屋、電柱、越境物件等）</li> <li>・供給処理施設状況（河川、下水道、水道、電気、電話他）</li> <li>・現況土地使用状況等</li> <li>・伐採・伐木状況、樹種・樹高等</li> <li>・工作物等種別、形状</li> <li>・土運搬、材料搬入、重機運搬路等</li> <li>・現況地盤、敷地形状、土質状況等</li> <li>・関連工事（出会い工事）の進捗状況と影響度等</li> <li>・周辺交通規制、車・人の通行状況</li> </ul>	約 0.09ha

(2) 上位計画等との整合性の検討

本業務の実施にあたっては、上位計画等の関連する諸条件との整合性の検討を行うものとする。

検討項目	特記事項（特に留意する点）
関連する諸条件との整合性の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 整地計画高、幹線道路（骨格道路）計画との整合性検討（線形、計画高、宅地の出入り等）</li> <li>▪ 道路構造令に規定されている諸基準及び管理者協議事項との整合性検討</li> <li>▪ 道路占用計画との整合性検討</li> <li>▪ 支障物件等との整合性検討（家屋等補償物件、工事支障物件等の処理検討）</li> <li>▪ その他（既存報告書・資料、法的条件、自然条件、固定条件等の検討）</li> </ul>

(3) 実施設計

共通仕様書第2編の各章の項に基づき、別添図の範囲の次の実施設計を行うものとする。

1) 基盤施設

設計工種	特記事項 (特に留意する点)	
整地設計 (実施)	設計条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設計概要               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地に係る既存建物等除却後の整地設計</li> <li>・表土保全を図ること</li> </ul> </li> <li>○概略数量：約 0.09ha(高低差：10m未滿)</li> </ul>
	設計条件の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土質条件(土量変化率、土質定数等)、施工機械等の設定</li> <li>・環境対策(騒音・振動・濁水処理等)の設定</li> <li>・建設副産物対策の設定</li> <li>・工事展開方針、近接施工の条件設定</li> <li>・支障物件対策の条件の設定</li> </ul>
	設計内容	<p>共通仕様書第 2.2.3 及び第 2.2.4 の各項に基づき行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設計項目(以下①～⑪)               <ul style="list-style-type: none"> <li>①現地踏査 ②設計計画 ③図面作成 ④照査</li> <li>⑤整地設計 ⑥土量配分計画 ⑦準備工の設計</li> <li>⑧仮設防災工の設計⑨施工計画作成 ⑩数量</li> <li>⑪工事費算出</li> </ul> </li> <li>① 現地踏査 設計範囲における敷地の状況を把握・確認する。</li> <li>② 設計計画 設計条件を整理し、設計諸元についての整理、工法・材料等の検討を行う。</li> <li>③ 図面作成 整地平面図・断面図、土量計算図、防災計画図、数量計算、報告書等の作成</li> <li>④ 照査 設計仕様、設計条件、指示事項等と合致しているかどうかの照査</li> <li>⑤ 整地設計               <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要となる既存構造物の撤去設計</li> <li>・除却後の敷地内雨水排水処理を考慮した敷地内敷き均し整地高さの設定。</li> <li>・整地仕上げ高さへの仕上げのために、土量が不足する可能性が高いため、不足土量(搬入土)の算定を行う。</li> </ul> </li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整地仕上げの防草シート等による粉塵防止仕上げの設計。</li> <li>・ 整地完成時に敷地外周に設置するフェンスに係る設計。</li> </ul> <p>⑥ 土量配分計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不足土量に係る土量計算（点高法）</li> <li>・ 最適運土計画の作成（土量配分、使用重機、通行不能区分、高所・低所条件等）</li> </ul> <p>⑦ 準備工の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂、濁水流出防止、飛砂防止、騒音防止対策等の設計</li> <li>・ 工事用道路及び生活道路の設計</li> </ul> <p>⑧ 仮設防災工の設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨強度、流出係数、流出量算定（各排水区毎）</li> <li>・ 暗渠排水工の設計（湧水、浸透水、地下水処理対策）</li> <li>・ 仮設防災水路工の設計（断面、勾配、流路、放流先等）</li> <li>・ 沈砂池工等の設計</li> <li>・ 防災堤、素掘側溝等の設計</li> <li>・ 敷地内の既設第1人孔及び樹を經由して地区外に放流する検討・設計を行うこと。（放流管の流量計算含む）</li> <li>・ 放流先の公共下水道に係る流量計算書をもとに流量計算を行い、放流適否を検討し、放流先を設定。</li> <li>・ 工事の進捗に合わせた仮囲いの設置・撤去等設計</li> </ul> <p>⑨ 施工計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事工程表、使用機械、施工方法の策定</li> <li>・ 仮設計画の設計</li> </ul> <p>⑩ 数量算出</p> <p>⑪ 概算工事費算出</p>
	協議用資料作成	<p>福山市道路担当部局との協議に要する次の資料を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地仕上げ説明資料</li> </ul>
設計工種	特記事項（特に留意する点）	
除却等設計	設計条件等	<p>共通仕様書第1編及び都市機構基盤整備工事共通仕様書除却編（令和6年度版）の各項に基づき、別添図の範囲の次の除却等設計を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概略数量：敷地面積 約 900 m<sup>2</sup>  施設規模 鉄筋コンクリート造、5階建（一部3階建）  延床面積 約 2,100 m<sup>2</sup></li> </ul> <p style="text-align: right;">立体駐車設備（タワーパーキング 25台）  鉄骨造、高さ 25.6m、延床面積 375 m<sup>2</sup></p>

		<p>タワーパーキング用ガス（CO2）ボンベ室 鉄骨造、1階建、延べ床面積 6.63 m<sup>2</sup></p> <p>施設用途 事務所（銀行）</p> <p>外構工作物 一式</p>
	<p>設計条件 の設定</p>	<p>① 敷地及び建物現況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地及び建物現況調査を行い、解体除却工事で支障となる内容及び既存設計図書（既存建築設計図等）と現地との相違内容等を把握し、施工条件等を設定する。</li> <li>・現況供給処理施設状況（下水道、水道、電気、ガス、電話他）</li> <li>・周辺建物状況、重機等運搬路</li> <li>・既存設計図書と現地建物等の相違状況</li> <li>・分別解体再生資源化品目（石膏ボード等）についても現地建物内の使用状況を確認</li> </ul> <p>② アスベスト調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料（既存建築設計図等）、調査（既存アスベスト調査）結果をもとに現地状況調査を行い、含有箇所及び撤去範囲を把握する。</li> <li>・アスベスト含有調査が未実施で含有の可能性がある箇所について発注者に報告し、図化の判断を仰ぐこと。</li> <li>・撤去処分費の見積り徴収</li> </ul> <p>③ PCB調査：一式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料（既存建築設計図等）をもとに建物内のPCB使用機器の状況調査を行い、撤去数量を把握する。</li> </ul> <p>④ 解体に伴う関係法令調査、設備機械類の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内の設備機械類（型式、材質、寸法他）を既存資料及び現地状況調査し、撤去処分の一覧表を作成する。</li> <li>・撤去処分費の見積り徴収</li> </ul> <p>⑤ タワーパーキング解体に伴う解体手順等調査</p> <p>⑥ 解体に伴う関係法令調査</p>
	<p>設計内容</p>	<p>○ 設計項目（以下①～⑤）</p> <p>① 解体工法検討 ② 既存建物解体、屋外施設除却設計 ③ 仮設工設計 ④ 施工計画 ⑤ 概算工事費算定</p> <p>① 解体工法検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物西側歩道及び建物南側道路からの重機揚重による階上解体工法（別図4参照）を検討し、周辺状況、交通規制及び揚重用クレーン進入時の軌跡等を考慮した実施可否を検証したうえで、使用する重機（バックハウ・揚重用クレーン）の規格を選定する。</li> <li>建物西側歩道からの重機揚重検討にあたっては、クレー</li> </ul>

		<p>ン車等重機搬出入のため、既設道路構造物撤去・復旧範囲の検討を行うこと。</p> <p>なお、別図4に示す重機揚重に係る概略案により、交通管理者及び道路管理者に一旦照会しており、西側、南側両案とも、現時点で施工可能性を否定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の選定後、それぞれの工法でコスト・工期・近隣への振動・騒音の影響等を比較検証する。</li> <li>・上記の検討の結果、西側歩道からの重機揚重とした場合に必要となる、既存道路施設の一時撤去・復旧等に係る実施設計図等の作成は、本業務当初契約には見込まない。(別途協議とする)</li> <li>・上記の解体工法に必要な支保工等の仮設検討を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下部撤去工法の検討を行う。周辺が近接しているため騒音・振動に配慮した施工方法の検討を行うこと。併せて基礎解体補助工法の検討も行う。</li> <li>・杭撤去による周辺への影響検討を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タワーパーキングについては、専門業者へのヒアリングを実施したうえで解体工法の検討を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事に伴う敷地内への建設資機材及び産廃の搬出入ルートを検討を行う。</li> <li>・建物に既設の車両出入口の、工事車両通行のため、建物躯体の一部先行除去(1階天井・梁)及び補強が必要と見込まれるため、これに係る構造計算を行う。</li> </ul> <p>② 既存建物解体、屋外施設除却設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存設計図面をもとに建物(設備含む)の解体図面作成を行う。</li> <li>・解体建物に石綿管、アスベスト含有建材及びPCB使用機器が有る場合は、設計図面に使用箇所、数量を明示する。</li> <li>・既存設計図面に記載のない建物等の図面作成を行う。</li> <li>・地下部撤去設計(基礎伏図作成)を行う。</li> <li>・屋外施設除却設計(植込み植栽含む)を行う。(隣接地境界付近にある構造物について撤去の可否を検討)</li> <li>・屋外供給処理施設の撤去・切廻し及び埋設管撤去に伴う舗装撤去・復旧等設計を行う。</li> <li>・屋外施設の撤去や工事車両出入りのために必要となる、前面道路施設等の一時撤去・復旧に係る設計を行う。</li> </ul> <p>③ 仮設工設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設図面(支保工、防音パネル、防音シート、足場、仮囲い、工事用ゲート、土留め等)の作成を行う。</li> <li>・地下部解体に必要な土留め等の仮設検討を行う。 土留め等は既存地盤調査結果等をもとに構造計算を行うこと。</li> <li>・解体工事に支障となる電線、工作物等の切り回し設計を行う。(解体工事着手前に撤去・移設等が必要となる部</li> </ul>
--	--	--

		分について整理し、明示すること) ・大型重機の搬入・搬出、大型工事車両の工事現場出入りの軌跡図を作成すること。 ・周辺道路及び土地に留意し、関連法令等を考慮した設計とすること ・公道内占用範囲・数量に係る資料を作成すること。 ・交通管理者協議を踏まえた交通規制図を作成すること。  ④ 施工計画 ・解体工事施工計画作成を行う。 (既存建物・タワーパーキング等の解体手順(ステップ図5枚程度を見込む)、安全対策、資材・解体物等搬入搬出路、重機作業に伴う交通規制、警備員配置、重機使用範囲、各種行政手続き等を考慮し、効率的かつ現実的な施工計画を立案する。) ・工事工程表の作成(解体工事及び支障物件の撤去・移設も考慮すること) ・上記工事工程表に加え、解体工事に必要な関連法令手続きの申請スケジュールを作成すること  ⑤ 概算工事費算定
	協議用資料作成	福山市道路担当部局及び福山東警察署等との協議に要する次の資料を作成すること。 ・建物周辺工作物撤去・復旧に係る協議資料 ・道路占用協議資料 ・足場設置説明資料 ・交通規制説明資料 ・地下部撤去(基礎杭含む)説明資料

## 2-6 管理者協議等

### (1) 協議図書作成

本業務で得た成果をもとに、道路使用許可等の事前協議に係る次の協議図書のとりまとめや共通図面等の作成を行うものとする。

特記事項(作成協議図書)	作成部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺関係者への説明、同意に係る図面等の作成</li> <li>・地下埋設物近接施工協議図書作成</li> <li>・道路施工承認に係る施工協議図書作成</li> <li>・道路使用許可に係る施工協議図書作成</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る協議図書作成</li> </ul>	2部

### (2) 管理者協議

当該設計に係る以下の管理者協議に出席するものとする。

また、必要に応じ関係機関との協議を実施し、記録簿の作成を行うものとする。

協議種別	頻度等
① 交通管理者協議	1回
② 道路等管理者協議	2回
③ 周辺関係者協議	1回
④ 下水道管理者協議	1回

## 2-7 設計図書の作成

本業務で得た成果をもとに、共通仕様書第2編に基づき設計図面を作成し、成果品を提出するものとする。

## 2-8 数量算定等

### (1) 数量算定

数量算定を次により行うものとする。

#### 1) 積算項目（積算の対象となる設計工種）

基盤施設	
設計工種	業務範囲
(1) 整地設計	○
(2) 道路設計	
(3) 下水道設計	
(4) 構造物設計	
(5) 橋梁設計	
(6) 電線共同溝設計	
(7) 調整池設計	
(8) 屋外土木施設設計	
(9) 除却等設計	○
(10) その他設計	

#### 2) 数量算定の内容

##### (イ) 数量算定の対象工事

番号	工事名称
①	(仮称) 福山市伏見町地区3号地基盤整備工事

##### (ロ) 数量算定の概数

工事番号	設計工種概数

	整地工事	道路工事	下水道工事	構造物工事	電線共同溝工事	除却等工事
①	約 0.09ha					中層 1 棟 他

3) 単価作成に係る基礎資料の作成

受注者は、必要に応じて単価作成に係る基礎資料の作成を行う。

(2) 見積徴収

刊行物・積算要領等に記載のない材料及び工事については、調査職員の指示する見積条件、内容に基づき、見積徴収（3社以上）を行うこと。

2-9 積算業務

(1) 業務の目的

業務は、当該業務範囲において実施する『(仮称)福山市伏見町地区3号地基盤整備工事』の積算であり、設計図面に関する積算資料の作成を行い、適切な工事費算定を目的とする。

(2) 積算項目（積算の対象となる設計工種）（該当○印のもの）

基盤施設	
設計工種	業務範囲
(1) 整地設計	○
(2) 道路設計	
(3) 下水道設計	
(4) 構造物設計	
(5) 橋梁設計	
(6) 電線共同溝設計	
(7) 調整池設計	
(8) 屋外土木施設設計	
(9) 除却等設計	○

(3) 積算業務内容

1) 積算区分【業務範囲=○印】

番号	工事名称	積算区分	
		電算	手計算
①	(仮称)福山市伏見町地区3号地基盤整備工事	○	

(4) 積算（計算処理）

## 1) 業務内容

- ①積算業務における入力計算は、電算処理または手計算処理とし、調査職員と協議により計算処理方法を決定する。
- ②設計図書、積算数量表等で工事内容の把握を行い、積算企画書を作成し調査職員の承認を得る。
- ③積算企画書、積算数量表に基づき積算内訳書、代価表を作成する。なお、諸経費の算出は行わない。

## 2) 電算処理

- ①当機構の土木造園工事積算システム（以下、TSS という。）により、積算数量及び単価等の工事費算定に必要なデータの入力を行う。なお、TSS の操作方法は、「土木・造園工事積算システム操作手引書（運用編）」による。
- ②入力したデータについて、土木・造園工事積算要領等の関係基準、及び工事費内訳明細書等チェックシート（土木・造園版）（別紙—4）に基づきチェックを行うこと。
- ③TSS の利用に際しては、調査職員の指示に従い利用登録を行うこと。
- ④調査職員から TSS 利用 ID 及び PW を受け、情報の漏洩がないよう厳重に管理すること。
- ⑤端末機は、セキュリティを考慮し専用パソコンとして運用すること。

## （5）積算業務成果

本業務の成果品は、下記によるほか、調査職員の指示による。

積算企画書、積算内訳書、代価表、積算の根拠となる資料、工事費内訳明細書等チェックシート（土木・造園版）（別紙—4）

## （6）その他

公表用内訳書

受注者は、公表用内訳書を作成できるように入力すること。

## 第3章 その他

### 3-1 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

### 3-2 業務対象箇所への立ち入り

受注者は、現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、共通仕様書 1.1.16 に基づいて行い、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 3-3 疑義等

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 3-4 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良個所が発見された場合には、発注者の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

### 3-5 法令等に基づく届出等チェックリストについて

受注者は、当該業務における法令等に基づく届出等の調査を行い、「届出等チェックリスト」（別紙-2）を本設計業務に応じた内容に修正（届出等書類名称他修正含む）し、同チェックリスト中の「設計者」欄に「○」印を記入すること。また、届出等が不要なものについて同チェックリスト中の「設計者」欄に「-」印を記入の上、設計図書等と併せ、成果品として提出すること。

### 3-6 提出書類仕様

受注者は、仕様書 1.2.12 に基づき提出書類作成に当たっては、グリーン購入法の規定に基づく再生紙を使用するものとする。

### 3-7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

受注者は、共通仕様書 1.1.36 に基づき適切な対応を図るものとする。

### 3-8 個人情報の取扱いについて

受注者は、当該業務の実施に係る「個人情報の取扱い」については共通仕様書 1.1.31 によるものとする。

また、「個人情報等の保護に関する特約条項第 1 条」に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続き等については、下記のとおりとする。

- (1) 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。
- (2) 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。
- (3) 取扱場所から持ち出す場合は、事前に担当職員の了解を得、保管場所に返却後はその旨を報告する。
- (4) 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

### 3-9 グリーン購入法への対応について

受注者は、当該業務の実施にあたり物品使用の検討では共通仕様書 1.2.12 の 2

項に基づき環境への負荷が少ない環境物品等の採用の推進に向けて提案を行う。

基本設計においては、国等が定める特定調達品目調達ガイドライン（案）に基づき調達の可能性について検証し、チェックシート（別紙－３）にて報告すること。

実施設計業務においては、基本設計における検証結果に基づき、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等を確認し、可能な品目については積極的に調達の推進に向けて提案を行う。なお、調達を実施する品目については、設計図書に明記し、使用に際しての留意事項等を記載すること。

### 3－10 建設副産物対策

共通仕様書 1.2.9（設計業務の条件）の 9 項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（様式－1～4）を作成するものとする。

### 3－11 土木設計業務成績評定について

本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある

### 3－12 積算基準

本業務に関する積算基準は閲覧に供する。

### 3－13 設計業務歩掛調査

本業務は、設計業務歩掛調査対象業務である。受注者は契約締結後速やかに、本業務を実施するにあたり必要と考える作業量を別紙－5に規定する様式に記載の上、提出すること。

### 3－14 業務環境の改善について

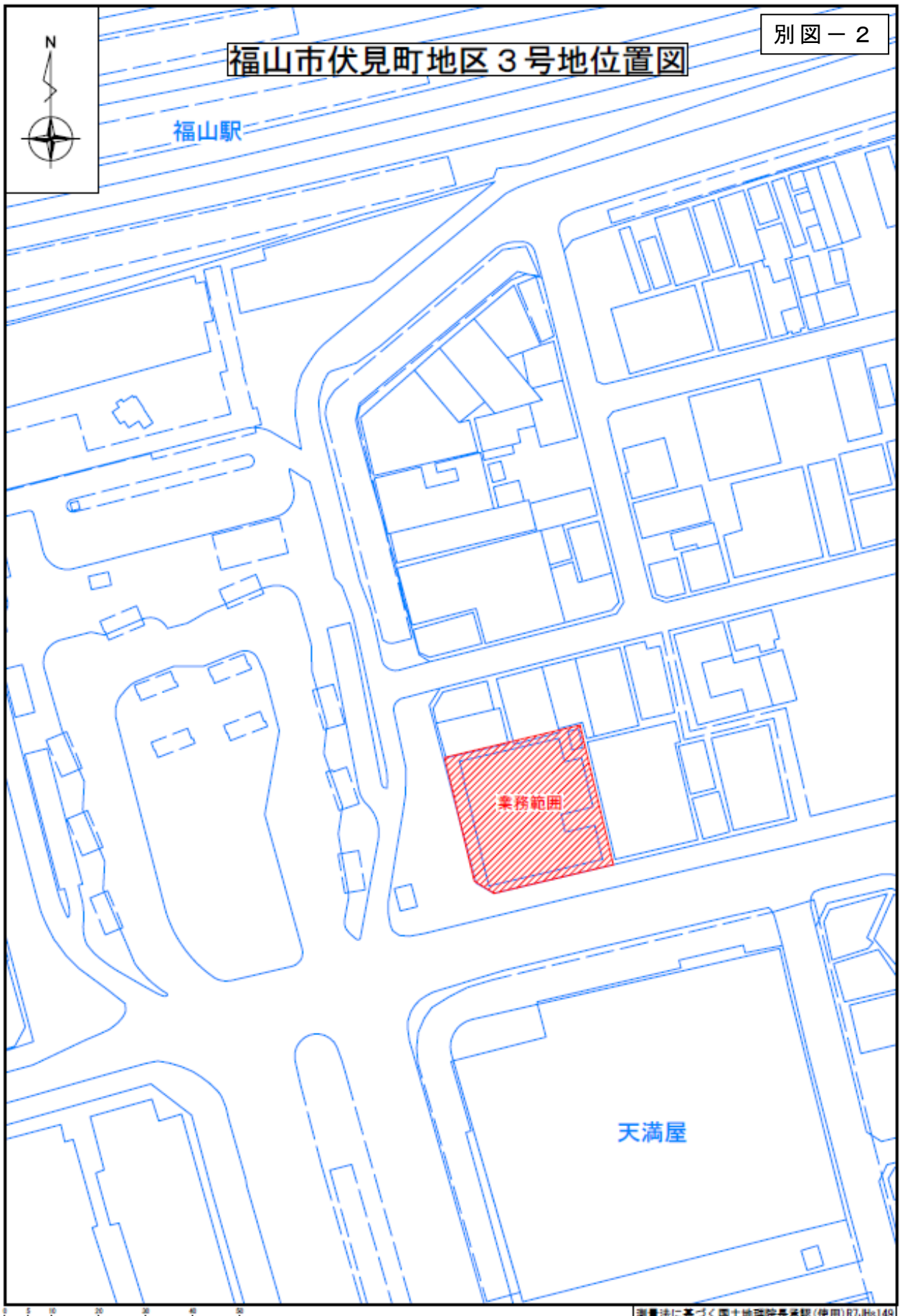
本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別紙 6）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

別図-1



福山市伏見町地区 3号地位置図



測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R7JHs149

■ 参考資料：業務スケジュール（想定）

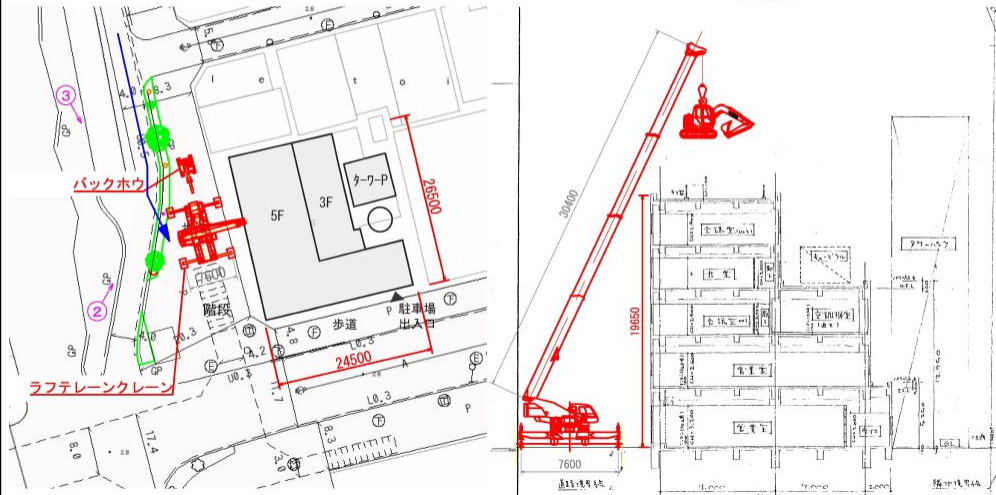
作業項目	令和 8 年						令和 9 年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
業務計画立案・既往成果確認・現況調査	●	●													
アスベスト・PCB・設備機械調査等		●	●												
解体に伴う関係法令調査		●	●												
タワー・キーリング・アリアング・解体工法等の検討			●	●											
既存建物解体、屋外施設除却設計			●	●											
仮設工設計						●	●								
解体工事施工計画								●	●						
整地設計								●	●						
各種構造計算								●	●						
図面編纂															
各所協議資料作成															
道路管理者協議								★							
交通管理者協議									★						
地下埋設企業者協議									★						
下水道管理者協議										★					
周辺関係者協議											★				
数量計算															
概算工事費算定															
報告書作成、成果とりまとめ															
打合せ	○ 初回		○ 中間1		○ 中間2		○ 中間3				○ 中間4		○ 中間5		○ 完了
合同現地踏査				◇ 合同1				◇ 合同2							

重機揚重施工イメージ図

西側歩道据え付け

平面図  
S=1:500

断面図  
S=1:200

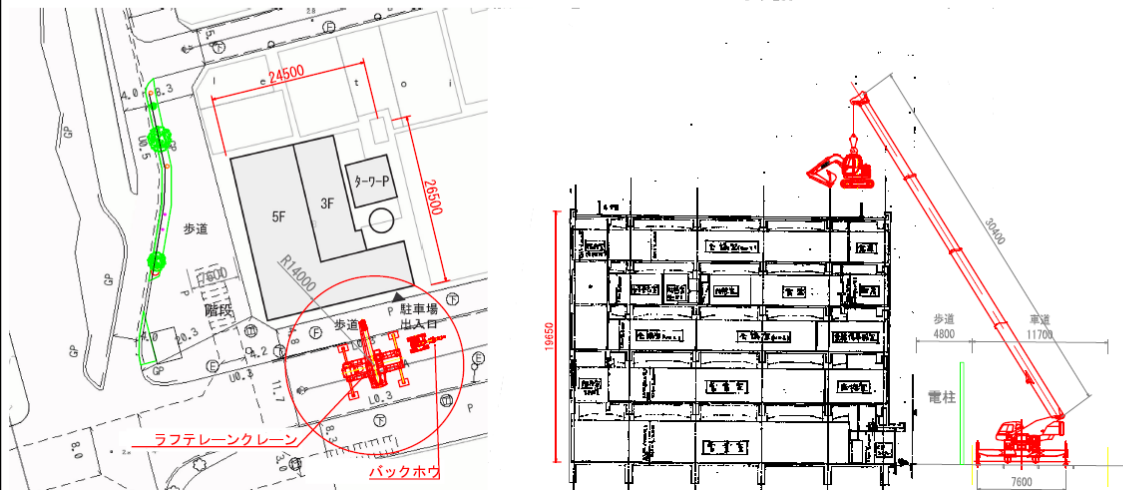


重機揚重施工イメージ図

南側車道据え付け

平面図  
S=1:500

断面図  
S=1:200



## 成果品詳細

## 1) 設計図面

項目	備考
表紙・図面目録	
特記仕様書	
現況図	測量成果品を参考にしながら、現地状況調査の上、編集 現況高さは TP 表示。
測量標識図（境界情報、測量基準点等）	〃
整地計画平面図・断面図・詳細図	仕上げ高さ、粉塵防止措置
防災計画平面図・詳細図	防災施設（素掘り側溝等）、敷地外周フェンス等記入
土量計算図	
周辺公共施設平面図（道路施設・交通標識・電柱等）	防災施設（素掘り側溝等）、敷地外周フェンス等記入
周辺地下埋設物平面図	〃
屋外施設撤去平面図・詳細図 （構造物・地下埋設物・植栽）	〃 ・残置する埋設管を明示。
除却建物等配置図	
除却建物（施設建物・タワーパーキング・ガスボンベ室）に係る撤去図面。主な図面は以下のとおり。 <input type="checkbox"/> 内外仕上表、面積表 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 立面図（南面・東面、北面・西面） <input type="checkbox"/> 矩計図 <input type="checkbox"/> 平面詳細図 <input type="checkbox"/> 各部屋部分詳細図 <input type="checkbox"/> 展開図・伏図 <input type="checkbox"/> 階段詳細図 <input type="checkbox"/> 建具伏図・建具表 <input type="checkbox"/> 塔屋構造図 <input type="checkbox"/> 電気室詳細図 <input type="checkbox"/> 受水槽・ポンプ室_詳細図・構造図 <input type="checkbox"/> 鉄骨伏図・軸組図 <input type="checkbox"/> 鉄骨柱・梁・雑詳細図 <input type="checkbox"/> 各伏図(1階床伏図、各階床伏図) <input type="checkbox"/> コンクリート軸組図 <input type="checkbox"/> 柱・梁断面表 <input type="checkbox"/> 床版配筋図・配筋表 <input type="checkbox"/> 雑配筋図 <input type="checkbox"/> 架構図 <input type="checkbox"/> 杭基礎伏図 <input type="checkbox"/> 基礎撤去平面・断面・詳細図・地中梁断面表 <input type="checkbox"/> 基礎杭図面（残置） <input type="checkbox"/> 空調機室・ボイラー室、EV 機械室詳細図 <input type="checkbox"/> 発電機姿図 <input type="checkbox"/> （エレベーター）機械据付図	既存建設時図面をもとに建作成。（杭は残置表示） 石綿管、アスベスト含有建材及び PCB 使用機器が有る場合は、箇所、数量を明示 既存建設時設計図面に記載のない図面は新規に作成を行う。

□ その他、必要な図面	
建物基礎撤去補助工図面	
建物基礎撤去時仮設平面・断面・詳細図	土留め等
支保工盛替え手順図・配置図（参考図）	
工事用車両搬入出路に係る躯体先行撤去・補強図	天井・柱・梁・スラブ等撤去・補強
除却工事手順図（参考図）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設建物、タワーパーキング、ガスボンベ室、屋外を対象（階上解体・地上解体）</li> <li>・インフラ切り回し、工事用車両搬入出のための事前整備も反映</li> <li>・施設建物階上解体用の楊重クレーン規格・配置、楊重 BH 規格、塔屋の手研り施工範囲、</li> </ul>
仮囲い設置平面図（仮設万能塀等）・詳細図	
足場設置平面図・断面図	防音パネル・朝顔・屋上飛散防止養生含む
大型重機搬入・搬出軌跡図、交通規制図（参考図）	
重機搬入出箇所公道施設撤去・復旧平面図及び詳細図	

## 2) 設計計算書

項目	備考
建物解体の支保工に係る構造計算	
重機搬入出箇所における建物先行撤去（梁等）構造計算	
雨水排水流量計算	敷地外公共下水道含む
基礎撤去時における土留め構造計算	

## 3) 協議用資料・協議図書

項目	備考
協議用資料作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地仕上げ説明資料</li> <li>・建物周辺工作物撤去・復旧に係る協議資料</li> <li>・道路占用協議資料</li> <li>・足場設置説明資料</li> <li>・交通規制説明資料</li> <li>・地下部撤去（基礎杭含む）説明資料</li> </ul>	
協議図書作成（下記各 2 部） <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺関係者への説明、同意に係る図面等の作成</li> <li>・地下埋設物近接施工協議図書作成</li> <li>・道路施工承認に係る施工協議図書作成</li> <li>・道路使用許可に係る施工協議図書作成</li> </ul>	

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る協議図書作成	
----------------------------	--

4) その他作成資料

項目	備考
解体工法・手順等検討資料	専門業者へのヒアリング結果含む
工事支障物（電線、工作物等）切り回し検討資料	
施工計画書	工事工程表含む
概算工事費算定	
施工時歩行者動線計画資料	仮設足場設置を考慮した検討

法令等に基づく届出等チェックリスト (基盤)

設計名称:

設計者:

印

工事件名:

建設業者:

印

No.	届出等書類名称	根拠法令	届出等提出先	届出等提出者	通用にあたっての留意事項	設計者記入欄	建設業者記入欄	提出先への届出日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各支社からのヒアリングに基づき、共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しており、届出にあたっては、所轄行政庁により異なるので注意</li> <li>条例等については、地元自治体にあわせ、修正すること</li> <li>届出等に不足があれば、追記すること</li> </ul>					届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に提出した日付を記入
<b>口法関連</b>								
<b>◇道路法</b>								
1	道路自費工事申請書	道路法第24条	道路管理者	支社長				
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	支社長				
3	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	支社長				
<b>◇道路交通法</b>								
4	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	支社長				
5	道路使用許可申請	道路交通法第77条	交通管理者	支社長				
<b>◇建築基準法</b>								
6	建築物除却届	建築基準法第15条	知事等	支社長				
7	計画通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
8	特定工程工事終了通知書	建築基準法第18条	建築主事	支社長				
9	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	支社長				
10	工作物の申請	建築基準法第38条	建築主事	支社長				
<b>◇河川法</b>								
11	河川法許可申請 (河川管理者以外の者の施工する工事等)	河川法第20条	河川管理者	支社長				
12	河川法許可申請 (流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	支社長				
13	河川法許可申請 (土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
14	河川法許可申請 (工作物の新築等の許可)	河川法第28条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
15	河川法許可申請 (土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	支社長	河川区域を確認すること			
18	河川法許可申請 (河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	支社長	河川保全区域を確認すること			
<b>◇都市計画法</b>								
17	開発協議申請関連	都市計画法29条等 (34条の2)	知事等	支社長				
18	公共施設管理者協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	支社長				
19	地区計画等の区域内における建築等の届出	都市計画法第58条の2	市長等	支社長				
<b>◇消防法</b>								
20	指定水利変更等届出書	消防法	消防署長等	支社長				
21	防火水槽設置届	消防法	消防署長等	支社長				
22	消防用設備等設置届出書	消防法	消防署長等	支社長				
<b>◇測量法、国土調査法</b>								
23	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第28条、30条	国土地理院の長	支社長				
24	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	支社長				
25	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	支社長				
26	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	支社長				
27	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	支社長				
28	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	支社長・理事長				
<b>◇文化財保護法</b>								
29	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	教育委員長	支社長				
30	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	教育委員長	支社長				

◇土壌汚染対策法、水質汚濁防止法					
31	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	土壌汚染対策法4条	知事等	支社長	
32	水質汚濁防止法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等）	水質汚濁防止法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）					
33	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	支社長	
◇高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）					
34	ハートビル法に基づく報告、申請	ハートビル法	知事等	支社長	
◇大規模小売店舗立地法					
35	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	支社長	
◇電線共同溝の整備等に関する特別措置法					
36	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	道路管理者	支社長	
◇下水道法					
37	下水道施設自費工事申請書（着手届、竣工届、検査届）	下水道法第16条	公共下水道管理者	支社長	
38	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	支社長	
◇海岸法、砂防法、港湾法					
39	海岸保全区域の占用	海岸法第7条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
40	海岸保全区域における規制の許可申請書	海岸法第8条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
41	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	支社長	海岸保全区域を確認すること
42	砂防指定地内制限許可申請（砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等）	砂防法4条	知事等	支社長	砂防指定地を確認すること
43	水域占用許可申請書	港湾法第37条	港湾管理者	支社長	港湾区域および港湾隣接地域を確認すること
44	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	支社長	臨港地区を確認すること
◇建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法、建リ法）					
45	建設リサイクル法に基づく届出書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	知事等	支社長	
◇ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃掃法、廃棄物処理法）					
46	廃却伊撤去（ダイオキシン類）	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	支社長	
47	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	支社長・請負者	
◇騒音規制法、振動規制法					
48	騒音規制法に基づく届出（特定施設設置届、特定施設使用変更届、騒音防止方法変更届、氏名変更届）	騒音規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
49	振動規制法に基づく届出（特定施設使用届、占用料免除申請、行政等財産使用許可承認申請）	振動規制法6、8、10条	知事等	支社長	指定地域を確認すること
◇宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律					
50	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可申請書、工事完了届	宅地造成等規制法第8条	知事等	支社長	宅地造成工事規制区域を確認すること
51	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	支社長	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること
◇都市公園法					
52	許可申請書	都市公園法5条	市長等	支社長	
53	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	支社長	
◇森林法					
54	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	支社長	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること
◇景観法					
55	景観計画の区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長	支社長	景観計画区域を確認すること
◇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法					
56	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCBの保管のみ PCBの保管・使用の両方あり
57	承諾届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	PCB廃棄物の承諾
58	使用中のPCB製品譲渡し届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第9条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け
59	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB（ポリ塩化ビフェニル）適正管理指導要綱第5条	都道府県知事（又は政令市長）	支社長	使用中PCB製品を差見

□条例等関連				
◇道路関係				
60	道路沿道掘削届	条例	市長等	支社長
61	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	支社長
62	狭隘道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	支社長
63	埋設標の道路占用許可申請書	条例	市長等	支社長
◇排水関係				
64	排水設備等新設等計画届出書 (着手届、竣工届、検査願等)	条例	市長等	支社長
65	公共下水道使用届出書 等	条例	市長等	支社長
66	公共ます設置届出	条例	市長等	支社長
67	雨水浸透施設等設置工事計画届 (着手届、完了届)	条例	市長等	支社長
68	大量排水事前協議書	条例	市長等	支社長
◇給水関係				
69	給水装置工事承認申請書	条例	水道事業管理者等	支社長
70	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	支社長
71	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	支社長
◇解体関係				
72	解体事業計画書	条例	市長等	支社長
73	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	支社長
74	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	支社長
75	解体事業標識設置届	条例	市長等	支社長
76	指定作業場廃止届出書	条例	市長等	支社長
◇測量関係				
77	境界確認書	条例	市長等	支社長
78	境界査定願い	条例	市長等	支社長
◇消防関係				
79	消防活動空地設置届	条例	消防署長	支社長
80	消防水利設置届	条例	消防署長	支社長
81	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	支社長
82	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	支社長
83	防火対象物使用開始(変更)届出	条例	消防署長	支社長
◇土壌関係				
84	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	支社長
85	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	支社長
86	東京都環境確保条例116条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
87	東京都環境確保条例117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	支社長
◇その他				
88	工事監理者及び工事施工責任届	条例	建築主事	支社長
89	公有土地水面使用届出	条例	知事等	支社長
90	緑化協議申出書	条例	市長等	支社長
91	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	支社長
92	貯水槽廃止届	条例	知事等	支社長
93	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
94	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	支社長
95	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	支社長
96	都市景観協議申出書	条例	市長等	支社長

## 特定調達品目の判断基準等（公共工事）チェックシート《参考》

○；調達可能、×；調達負荷

分類	品目名称	判定	備考
資材	建設汚泥から再生した処理土		
	土工用水砕スラグ		
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
	地盤改良用製鋼スラグ		
	高炉スラグ骨材		
	フェロニッケルスラグ骨材		
	銅スラグ骨材		
	電気炉酸化スラグ骨材		
	再生加熱アスファルト混合物		
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
	中温化アスファルト混合物		
	鉄鋼スラグ混入路盤材		
	再生骨材等		
	間伐材		現場説明書参照
	高炉セメント		現場説明書参照
	フライアッシュセメント		
	エコセメント		
	透水性コンクリート		
	鉄鋼スラグブロック		
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
	下塗用塗料（重防食）		
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
	高日射反射率塗料		
	高日射反射率防水		
	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		
	パークたい肥		
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
	LED 道路照明		
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
	セラミックタイル		
	断熱サッシ・ドア		
	製材		
	集成材		
	合板		
	単板積層材		
	直交集成板		
	フローリング		
	パーティクルボード		
	繊維版		
木質系セメント板			
木材・プラスチック再生複合材製品			

資材	ビニル系床材		
	断熱材		
	照明制御システム		
	変圧器		
	吸収冷温水機		
	氷蓄熱式空調機器		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		
	送風機		
	ポンプ		
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
	自動水栓		
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		
	洋風便器		
	再生材料を使用した型枠		
	合板型枠		
建設機械	排出ガス対策方建設機械		
	低騒音型建設機械		
工法	低品質土有効利用工法		
	建設汚泥再生処理工法		現場説明書参照
	コンクリート塊再生処理工法		現場説明書参照
	路上表層再生工法		
	路上再生路盤工法		
	伐採材又は関節発生土を活用した法面緑化工法		
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
目的物	排水性舗装		
	透水性舗装		
	屋上緑化		

#### 記載例

工法	低品質土有効利用工法	○	地盤改良の工事費が高くなる。
目的物	排水性補法	×	発生交通量を考慮し、交通騒音を減少させる必要がないため。

【標準様式】

工事費内訳明細書等チェックシート（土木・造園版）（積算事務所用）

工 事 件 名 ●●●●

発 注 部 署 ●●●●

管理技術者 ●●●●

■ 工事費内訳明細書等チェック

該当項目は  非該当項目は  を記入

項目	チェック事項	管理技術者	担当技術者	確認項目・注意事項
書式	総括情報表に記載されている単価地区名称と単価適用日が正しいか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・単価（時期）根拠を明示すること。
	積算企画書を作成・確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・積算企画書の内容を機構担当者で確認すること。 ・積算企画書で設定した通りの積算となっているか確認すること。 （積算基本条件や発生材処分、使用機材、仮設等の条件を確認）
経費計算	積算要領第1編第2章第4節（P.基-31）に示す間接工事費等の項目別対象表通りに、間接工事費等が計上されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・共通仮設費の積上げ計上するものに漏れはないか確認すること。 ・大型遊具の材料費について、要件に応じた取り扱いとなっているか確認すること。
	積算要領第1編第2章第1節1-2-4（P.基-22）に示す通りに、施工地域区分の補正の有無が設定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・必要な場合は施工地域区分の補正を行うこと。
	週休二日の割増率を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・現場閉所条件により補正が異なるため、積算要領第1編第1章第6節6-3積算方法等（P.基-9）を確認すること。
	積算要領第1編第2章第1節1-2（P.基-19）に示す通りに、工種区分を正しく選択しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
内訳書・ 図面	図面（数量総括表）と内訳書の数量は整合しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	交通誘導警備員の人工の積み方は適切か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・現場説明書等通りに入力すること。
	仮設鋼材の運搬数量、期間は適切か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・現場説明書等通りに入力すること。
	図面と内訳書の仕様は整合しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・仕様が不明確では見積り価格に影響する。 ・購入土など土量を示す場合、設計図書と適用単価とで、変化率の齟齬がないか確認すること。
	数量の単位はあっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・変更時に図面との整合に注意すること。 ・機種依存文字は使用しない。（ $m^2 \cdot m^3 \rightarrow \circ$ ）
	積算要領第1編第1章第4節4-1-1（P.基-5）に示す通りに、計上数量の端数処理が正しく行えているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	積算要領第1編第1章第4節4-1-3（P.基-5）に示す通りに、歩掛における計算結果の端数処理が正しく行えているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入すること。
単価・ 見積 代価	単価根拠と単価が整合しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・単価表や見積比較表と内訳書の不一致はないか確認すること。 ・間接工事費の計上に誤りはないか確認すること。
	特定材料単価・一般材料単価等採用する刊行物等の適用月は適切か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・入札やり直しの場合、再値入が必要である。
	積算要領第1編第7章第2節（P.基-54）に示す通りに、刊行物採用時は、「積算資料」、「建設物価」に記載の価格を平均し採用されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・単価の有効桁の大きい桁を決定額の有効桁とする。ただし、3桁未満の時は決定額の有効桁3桁とすること。 ・一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格を採用すること。
	積算要領第1編第7章第2節（P.基-54）に示す通りに、見積徴収をしているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

設計業務歩掛調査シート

1. 業務件名 \_\_\_\_\_
2. 受注者名 \_\_\_\_\_
3. 業務期間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_
4. 作業歩掛

区分	職種	対象	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
土木設計	整地基本設計	<input type="checkbox"/>							
	整地実施設計(点高法)	<input type="checkbox"/>							
	整地実施設計(断面法)	<input type="checkbox"/>							
	道路基本設計(団地内道路)	<input type="checkbox"/>							
	道路基本設計(郊外道路)	<input type="checkbox"/>							
	道路基本設計(市街地道路)	<input type="checkbox"/>							
	道路実施設計(団地内道路)	<input type="checkbox"/>							
	道路実施設計(郊外道路)	<input type="checkbox"/>							
	道路実施設計(市街地道路)	<input type="checkbox"/>							
	調節池実施設計(堤体式)	<input type="checkbox"/>							
	調節池実施設計(掘込式)	<input type="checkbox"/>							
	下水道基本設計(公共下水)	<input type="checkbox"/>							
	下水道基本設計(団地下水)	<input type="checkbox"/>							
	造園設計	造園基本設計(5.0ha)	<input type="checkbox"/>						
造園基本設計(1.0ha)		<input type="checkbox"/>							
造園実施設計(1.0ha)		<input type="checkbox"/>							
造園実施設計(0.5ha)		<input type="checkbox"/>							
公園基本設計(地区公園)		<input type="checkbox"/>							
公園基本設計(近隣公園)		<input type="checkbox"/>							
公園基本設計(街区公園)		<input type="checkbox"/>							
公園実施設計(地区公園)		<input type="checkbox"/>							
公園実施設計(近隣公園)		<input type="checkbox"/>							
公園実施設計(街区公園)		<input type="checkbox"/>							
緑地基本設計		<input type="checkbox"/>							
緑地実施設計		<input type="checkbox"/>							
歩行者専用道路等基本設計		<input type="checkbox"/>							
歩行者専用道路等実施設計		<input type="checkbox"/>							
区画整理業務	権利調査	<input type="checkbox"/>							
	権利再調査	<input type="checkbox"/>							
	換地設計基礎資料作成	<input type="checkbox"/>							
	換地設計	<input type="checkbox"/>							
	仮換地指定	<input type="checkbox"/>							
	換地計画	<input type="checkbox"/>							
	換地処分	<input type="checkbox"/>							
	区画整理登記嘱託図書作成	<input type="checkbox"/>							
	補助事業実施計画図書作成	<input type="checkbox"/>							
事業計画添付図作成	<input type="checkbox"/>								
その他	変更設計	<input type="checkbox"/>							
	その他(〇〇設計)	<input type="checkbox"/>							
合計		<input type="checkbox"/>							

※ 作業歩掛は、各作業区分について、各職種ごとの人工を記入して下さい。なお、記載する数量は少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとして下さい。

## ウイークリースタンス 実施要領

## 1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

## 2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
  - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
  - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

## 3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

## リサイクル計画書（基本検討・基本設計）

## 1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③再生材利用 可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①	備考
土砂	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>		地山m <sup>3</sup>	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

## リサイクル計画書（積算段階）

## 1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用量	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①	備考
土砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への 搬出量	⑨再資源化施 設への搬出量	⑩ストック ヤードへの 搬出量	⑪現場内利用 率 (⑦/⑥×100)	⑫有効利用 率 (⑦+⑧+⑨ +⑩)/⑥× 100	備考
建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	トン	地山m3	%	%	
建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	トン	地山m3	%	%	

生土	第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	トン	地山m3	%	%	
	第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3	トン	地山m3	%	%	
	泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	%	
	合計	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン			%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン			%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン			%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン			%	%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※建設汚泥、建設発生木材の、「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予想される場合のみ記入する。

※「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

## リサイクル計画書（実施設計）

## 1. 設計概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

## 2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③再生材利用 可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①	備考
土砂	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

## 3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設発生土 第1種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
建設発生土 第2種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
建設発生土 第3種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	

	第4種 建設発生土	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
	泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
	合計	地山m3	地山m3	地山m3		地山m3	%	
コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
建設発生木材		トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥		トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

- ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐間除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

## リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

## I. 建設資材利用計画

値 [ ]内：目標値、( )内；達成	土砂	砕石	アスファルト混合物
	(      %) [      %]	(      %) [      %]	(      %) [      %]
再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由			
再生材の提供場所がない			
再生材の規格が使用に適合しない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

( )

## II. 建設副産物搬出計画・実績

## 1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

値 [ ]内：目標値、( )内；達成	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(      %) [      %]	(      %) [      %]	(      %) [      %]
目標値を達成できない理由			
他に再生利用できる現場がない			
再生利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

( )

## 2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

値 []内：目標値、()内；達成	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(       %) [       %]	(       %) [       %]	(       %) [       %]
目標値を達成できない理由			
他に再生利用できる現場がない			
再生利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合）は、該当品目の欄に○印をつける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。